食 品 安 全 課

食品安全課事務分掌

食品指導班

- 1 課の庶務に関すること。
- 2 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項に規定する許可等に関すること。
- 3 ふぐの取扱等に関する条例(昭和50年千葉県条例第1号)の施行に関すること。

食品監視班

1 食品衛生法第28条第1項の規定による報告の徴収等(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第39条に規定する営業に関するもの(市場・食鳥監視室の所管に属するものを除く。)に限る。)に関すること。

食品調査班

- 1 食品衛生法第28条第1項の規定による報告の徴収等(食品監視班及び市場・食鳥監視室の所管に属するものを除く。)に関すること。
- 2 食品表示法 (平成 25 年法律第 70 号) の施行 (アレルゲン、消費期限及び添加物等の表示に係るもの (市場・食鳥監視室の所管に属するものを除く。)に限る。) に関すること。
- 3 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)の施行(市場・食鳥監視室の 所管に属するものを除く。)に関すること。

管理栄養班

- 1 健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく給食施設指導事業に関すること。
- 2 食品表示法の施行(栄養成分の量及び熱量等の表示に係るものに限る。)に関すること。

市場·食鳥監視室

- 2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)の施行(環境保健研究所の 所管に属するものを除く。)に関すること。
- 3 食品衛生法第28条第1項の規定による報告の徴収等(地方卸売市場に係るものに限る。)に関すること。
- 4 食品表示法の施行(アレルゲン、消費期限及び添加物等の表示に係るもの(地方卸売市場に係るものに限る。)に限る。)に関すること。
- 5 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行(地方卸売市場に係るものに限る。)に関すること。

1 食品衛生監視指導に関する事業

(1) 食品営業施設等及びその監視状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

項目 営業施設数 許可件数 業種 数 12,067 1,239 251 375 - 2,645 飲食 仕出し屋・弁当屋 547 61 15 4 - 79	その他処分 6 2
	6 2
店店	1 1
営 旅 館 68 3 1 2 - 8	
業 そ の 他 4,892 387 105 152 - 1,147	3 1
菓子 (パンを含む。) 製造業 1,177 122 21 40 - 229	
乳 処 理 業 1	
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	
乳 製 品 製 造 業 8 2 4	
集 乳 業	
魚 介 類 販 売 業 692 172 12 13 - 207	2 -
魚 介 類 競 り 売 り 営 業 2 2	
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業 2 1	
食品の冷凍または冷蔵業 40 15 1 2 - 7	
かん詰またはびん詰食品製造業 4	
喫 茶 店 営 業 988 36 13 17 - 253	
あ ん 類 製 造 業 1	
アイスクリーム類製造業 168 37 1 4 - 18	
食 肉 処 理 業 45 9 - 2 - 3	
食 肉 販 売 業 734 53 10 13 - 219	
食 肉 製 品 製 造 業 9 4 1	
乳酸菌飲料製造業	
食 用 油 脂 製 造 業 9 2 2	
マーガリン又はショートニング 製 造 業 4 2 1	
み そ 製 造 業 9 1 1	
しょうゆ 製 造 業 3	
ソ ー ス 類 製 造 業 4 1	
酒 類 製 造 業 3	
豆 腐 製 造 業 13 11 1 1	
納 豆 製 造 業	
麺 類 製 造 業 18 3 - 2 - 5	
そうざい製造業 118 23 3 8 - 16	
添加物製造業 17 2 1 1	
食品の放射線照射業	
清 涼 飲 料 水 製 造 業 4 2	
氷 雪 製 造 業	

7 以正及品牌工匠(左 2 / 11 / 12	女 / も及品	1	1	件数				7.11)
業種	営業施設数	監 視 件 数	継続	新規	不許可件数	廃業件数	处 分 件 数	その他処分
総数	1,610	1, 140	_	1,749	-	139	_	12
飲 食 店 営 業	1,451	1,019	_	1,557	_	106	-	10
調理の機能を有する自動販売機	10	7	-	10	_	-	_	-
食 肉 販 売 業	21	14	-	21	_	-	_	-
魚 介 類 販 売 業	22	21	-	22	_	-	_	-
魚介類競り売り業	_	_	-		ı	-	-	-
集乳業	_	_			1	-	-	
乳 処 理 業	_	_	-	_	ı	_	_	_
特别牛乳搾取処理業	_	_	-	_	ı	_	-	-
食 肉 処 理 業	1	_	_	1	_	_	_	_
食品の放射線照射業	_	_	-	_	ı	_	-	_
菓 子 製 造 業	69	42	-	101	1	32	_	1
アイスクリーム類製造業	_	_	_	1	l	1	_	1
乳 製 品 製 造 業	_	_		ı	1	-	-	
清涼飲料水製造業	1	_	-	1	1	-	-	-
食 肉 製 品 製 造 業	1	3	-	1	ı	_	-	_
水産製品製造業	_	_	-	_	1	-	_	-
水 雪 製 造 業	_	-	-	-	_	-	-	-
液 卵 製 造 業	_	_	-	_	-	1	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	_	_	-	ı	I	-	_	-
みそ又はしょうゆ製造業	-	_	_	_	1	-	_	_
酒 類 製 造 業	_	_	-	_	ı	_	-	-
豆 腐 製 造 業	_	_	_	_	ı	_	-	_
納 豆 製 造 業	_	_	_	-	_	_	_	_
酒 類 製 造 業		_	_	_	_	_	_	_
豆 腐 製 造 業	_	_	_	_	_	_	_	_
納 豆 製 造 業	-	_	_	-		-	_	_
麺 類 製 造 業	4	3	-	4		_	_	_
そうざい製造業	16	14	_	16	_	_	_	_
複合型そうざい製造業	2	3	_	2	_	_	_	_
冷凍食品製造業	1	1	_	1	_	-	_	_
複合型冷凍食品製造業	2	4	_	2	_	_		
漬物製造業	3	3	_	3	_	_	_	_
密封包装食品製造業	_	_	_	_	-	_	_	_
食品の小分け業	5	6	_	5	_	_	_	_
添加物製造業	1	_	_	1	_	_	_	_

ウ 届出を要する食品関係営業施設

(単位:件)

業種	項目	営業施設数	監視件数	処分件数	その他処分
未但	総 数	2, 488	565	_	
	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	18	13	_	_
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	29	16	_	_
旧許可業種で	乳類販売業	186	18	_	_
あった営業	氷雪販売業	5	_	_	_
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	162	_	_	_
	弁当販売業	26	94	_	_
	野菜果物販売業	96	58	_	_
	米穀類販売業	36	_	_	_
	通信販売・訪問販売による販売業	3	_	_	_
販売業	コンビニエンスストア	428	12	_	_
	百貨店・総合スーパー	190	33	_	_
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置) を除く。)	303	1	_	_
	その他の食料・飲料販売業	589	254	_	_
	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により 規格が定められた添加物の製造を除く。)	3	_	_	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	3	-	_	-
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	16	_	-	-
	農産保存食料品製造・加工業	3	-	_	-
	調味料製造・加工業	3	-	_	-
製造・加工業	糖類製造・加工業	4	2	-	-
	精穀・製粉業	13	1	_	_
	製茶業	6	_	-	-
	海藻製造・加工業	4	_	_	-
	卵選別包装業	3	-	-	-
	その他の食料品製造・加工業	29	2	-	-
上記以外のも	行商	2	-	-	_
の(改正法に	集団給食施設	304	56	-	-
法第68条第3 項において準	器具、容器包装の製造加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	12	5	_	_
用されるもの	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	_	_	_	_
を含む。)	その他	12	_	_	-

エ ふぐ営業認証

資格 区分	施設数	監視件数	新規交付	廃止
ふぐ営業認証	86	23	5	3

オ 食品を取扱ったイベント

(単位:件)

場 所	イベント届出数	出店数
幕張メッセ	52	2, 454
幕張メッセ以外	120	761

(2) 食品等の検査(収去・買上)

				試		験	0)	内		容			
区分		微生	物学的			~ .	化 学	的核	查		動			ĺ
品目	検体数	細菌	ウイルス	その他	残留農薬	食品添加物	残留動物用医薬品	アレルギー 物質	遺伝子組換え食品	その他	動物を用いる検査	放射性物質	その他	不良検体数
魚 介 類	5	3	_	-	-	-	3	-	-	_	-	2	_	_
冷無加熱摂取冷凍食品	5	5	_	_	-	-	_	_	-	_	-	-	_	_
凍に加熱された加熱後摂取冷凍食品	7	7	_	_	-	-	_	_	-	_	-	-	_	_
食凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	5	2	_	_	3	_	-	_	-	-	-	_	-	_
品 生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	14	10	-	-	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	_	_
乳 製 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳類加工品 (アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	5	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	_	-
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	38	16	-	1	16	9	-	1	ı	-	ı	4	-	-
菓 子 類	15	15	-	1	1	15	-	1	ı	-	ı	1	-	_
清凉飲料水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
酒 精 飲 料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷 雪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
かん詰 ・ びん詰食品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の食品	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添加物及びその製剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器 具 及 び 容 器 包 装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
おもちゃ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
生乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
牛乳	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
低脂肪乳	_	-	-	-	-	-	-	-	_	-	_	-	-	
乳脂肪分3%以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳 乳脂肪分 3 %未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
その他の乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市内流通農産物、水産物、乳児用食品等	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	
計	104	64	0	0	24	38	4	0	0	0	0	10	0	0

(3) 食中毒

原因施設別、原因食品別、病因物質別発生状況

(単位:件)

	区	分	発				原	因食	品						物質	<u>.</u>		
				患	死	魚	肉	複	そ	不	サ	ぶ	カ	腸 管 出	ノ	ア	そ	不
施設別			生数	者数	亡者数	介類等	類等	合調理食品	の他	明	ルモネラ	どう球菌	ンピロバクター	1日血性大腸菌	ロウイルス	ニサキス	の他	明
飲	· 食	店	4	25	_	1	- '1		3	- 21	_		2	_	_	1	_	
以	及	户	4	20		1			3							1		
給負	食 施	設	_	_	_	ı	ı	_	ı	_	_	_	_	_	_	_	_	_
家		庭	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
そ	0	他	2	2	_	2	-	_	_	_	_	1	_	_	_	2	_	_
合		計	6	27	_	3	_	_	3	_	_	1	2	_	_	3	_	_

(4) 食品等に係る苦情

(単位:件)

 類		区	分	相	談(件)
食	品	等			129
施		設			29
取	扱	٧١			63
そ	D	他			15
合		計			236

(5) 衛生教育

対象者		項目	実施回数(回)	受講者数(人)
食品	等事	業者	22	526
消	費	者	-	-
そ	0)	他	-	-
合		計	22	526

2 健康増進法に基づく給食施設指導事業等

(1) 特定給食施設指導事業(健康増進法第24条)

特定給食施設及び小規模給食施設における栄養管理及び衛生管理の向上を図るため、施設の巡回指導・ 給食従事者の研修等を実施した。

<個別巡回指導状況> (単位:件)

		給食店	拖設数			管理栄 栄養士	養士・ の配置	į	指	導・助	言		行政	措置	
施設区分	総施設	特定給食施設	うち指定施設	小規模給食施設	管理栄養士のみ配置	管理栄養士・栄養士配置	栄養士のみ配置	配置なし	巡回指導	指一管理栄養士配置	内一栄養管理	立入検査	勧告	命令	罰則処分
学校	128	124	_	4	69	4	50	5	46	_	53	_	_	-	_
病院	47	38	13	9	11	36	_	_	-	_	6	-	_	_	_
介護老人保健施設	21	15	-	6	7	14	-	-	_	_	1	_	_	-	_
介護医療院	3	2	_	1	1	2	-	_	_	_	_	_	_	_	_
老人福祉施設	64	38	_	26	31	21	12	_	_	_	10	_	_	_	_
児童福祉施設	232	71	_	161	73	21	98	40	19	_	19	_	_	_	_
社会福祉施設	14	5	-	9	_	4	8	2	_	-	1	_	-	1	_
事業所	26	19	6	7	7	1	3	15	_	-	2	_	-	1	_
寄宿舎	5	2		3	ı	I	1	5	ı	-	1	ı	-	-	_
矯正施設	1	1	1		_		-	1	_	-	-	_	-	-	_
自衛隊	1	1	I	ı	ı	1	ı	ı	ı		ı	ı		ı	_
一般給食センター	ı	_	_	1	_	1	1	-	_	_	-	_	_	-	_
その他	75	10	ı	65	13	3	15	44		-	4		-	-	_
計	617	326	20	291	212	107	186	112	65	-	97	_	-	_	_

⁽注) 管理栄養士又は栄養士の配置は、常勤職員である者 (パートは含まない)

<集団指導状況>

内訳	施設総数		指導内容	
年度	(施設)	実施回数(回)	延施設指導数(施設)	延受講者数(人)
1	591	6	528	605
2	604	3	160	164
3	617	2	562	562

(2) 健康づくり応援店事業

市民が自ら健康づくりを推進することができるよう、健康づくり応援店を通じて栄養成分表示などの栄養及び食生活に関する情報を市民に提供した。新規営業者への普及啓発は1,510件実施した。

ア 健康づくり応援店登録店

(単位:店)

区分	計
飲食店(食堂・レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、酒場等)	13
食料品小売業(惣菜店、仕出弁当店、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア等)	4
千葉市給食施設指導要綱に定める給食施設	3
その他	_

(3) 特別用途食品・保健機能食品等の栄養成分表示相談窓口

食品企業を対象に、特別用途食品・保健機能食品等の栄養成分表示に関する指導及び市民を対象に栄養成分表示の普及啓発を実施した。

(単位:件)

区分 年度	1	2	3
特別用途食品及び特定保健用食品	1	-	_
栄養表示基準	87	50	48
栄養機能食品	1	_	_
機能性表示食品	_	-	_
その他一般食品	1	_	_
誇大表示	_	-	5
普及啓発	1,610	1, 234	1,740

(4) 国民健康・栄養調査 (健康増進法第10条)

健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、調査を実施する。

年度	調査年月日	対象		調査内容		
	10月31日~11月7日	美浜区真砂	6 世帯	1. 栄養摂取状況調査		
1		157 F 157 / mg	10 111 111	2. 生活習慣調査		
	11月8日~11月15日	稲毛区稲毛台町	10 世帯	3. 身体状況調査、血液検査等		
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止					
3	3 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止					

(5) 調理師試験及び免許交付状況 (調理師法第3条)

(単位:人)

年度	受験者数	合格者数	合格率(%)	交 付	書換交付	再交付	返納
1	168	114	67. 9	189	26	20	_
2	137	95	69. 3	170	35	52	2
3	157	103	65. 6	181	30	21	_

3 食鳥処理に関する事業

(1) 食鳥検査結果(大規模食鳥処理場年間処理日256日)

(単位:羽)

	ブロイラー			
検 査 羽 数	6,525,331			
2	と殺等禁止	全部廃棄	一部廃棄	
ウ 鶏痘	_	_	_	
イル伝染性気管支炎	_	_		
ス 伝染性喉頭気管炎	_	_	_	
ニューカッスル病	_	_	_	
ラ鶏白血病	_	_	_	
ク 鶏白血病 ラ	_	_	_	
ジ ア マレック病	_	_	_	
, 病 その他	_	_	_	
大腸菌症	_	19,419	_	
細 伝染性コリーザ	_	_	_	
菌 サルモネラ病	_	_	_	
病 ブドウ球菌症	_	3	_	
その他	_	_	_	
毒血症	_	_	_	
膿毒症		1	_	
敗血症	_	42,958	_	
真菌症	_		_	
原虫病(トキソプラズマ病を除く)	_	_	_	
寄生虫病	_	_	_	
変性	_	45,481	_	
尿酸塩沈着症	_	_		
水腫	_	_		
そ 腹水症	_	11,585		
の出血他を定	_	_	4,178	
の一次症	_	_	17,756	
疾 萎縮	_	_		
病腫瘍	_	2		
臓器の異常な形等	_	52		
異常体温	_	_	_	
黄疸	_	9	_	
外傷	_	1,059	_	
中毒諸症	_	_	_	
削痩及び発育不良	_	15,350	_	
放血不良	_	4,096		
湯漬過度	_	169	_	
その他	_	316	56	
計	_	140,500	21,990	

(2) 認定小規模食鳥処理場の確認結果状況

(単位:羽)

確認羽数	1, 309			
処分内容	全部廃棄	一部廃棄		
異常の有無の確認	土印用来	小 計	当該臓器のみ廃棄	内臓全部廃棄
生 体 の 状 況	_	_	_	_
体表の状況	_	_	_	_
体壁内側面の状況	_	_	_	_
内 臓 の 状 況	_	1	1	_
廃棄羽数の合計		1	1	_